

## 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

## 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.10.0）	目次	目次のページの記載について、誤記を修正しました。 （旧） 4. 1.0.2-40 5. 1.0.2-48 6. 1.0.2-71 7. 1.0.2-155  （新） 4. 1.0.2-41 5. 1.0.2-50 6. 1.0.2-73 7. 1.0.2-157	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.10.0）	1.0.2-160	第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.2と整合を図りました。（下線部参照） （旧）現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 （新）現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.9.0）	1.0.2-235	同上	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.10.0）	1.0.2-160	第7-1表の対応手順「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復」の屋内現場操作欄について以下の記載を技能1.2と整合を図りました。（下線部参照） （旧） 機材準備、潤滑油供給器接続、蒸気加減弁開操作準備、タービン動補助給水ポンプ起動操作  （新） 機材準備、蒸気加減弁開操作準備、タービン動補助給水ポンプ起動操作	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.9.0）	1.0.2-235	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-160	第7-1表の対応手順「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」の屋内現場操作欄について、以下の記載を技能1.3と整合を図りました。(下線部参照) (旧) A-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]】  B-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-2]】  C-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-3]】  (新) <u>開操作</u> A-主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]】  <u>開操作</u> B-主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-2]】  <u>開操作</u> C-主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-3]】	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-235	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-161	第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.4と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (フロントライン系故障時) (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (フロントライン系故障時の対応手順)	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-236	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-161, 163, 165	<p>第7-1表の対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（フロントライン系故障時の対応手順）」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照）</p> <p>（旧） 代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-36]→[⑧-23]】</p> <p>（新） 代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作 ・A-非常用高压母線から受電する場合 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-23]】 ・B-非常用高压母線から受電する場合 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-36]】</p>	
11	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-236, 238, 240	同上	
12	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-161	<p>第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.4と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>（旧） 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 （サポート系故障時）</p> <p>（新） 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 （サポート系故障時の対応手順）</p>	
13	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-236	同上	
14	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-161	<p>第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.4と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>（旧） 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 （原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え）</p> <p>（新） 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 （代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉容器へ切り替える場合の手順）</p>	
15	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-236	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-162	第7-1表の対応手順「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→ <u>[8-8]</u> →[8-9]→[8-10]】  (新) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-9]→[8-10]】	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-237	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-163	第7-1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水」の屋内現場操作欄のうち以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-1]→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-11]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-11]→[8-12]→[8-13]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-1]→[11-2]→[11-3]→[11-4]→[11-5]→ <u>[11-6]</u> 】  (新) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-1]→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-11]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-11]→[8-12]→[8-13]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-1]→[11-2]→[11-3]→[11-4]→[11-5]】	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-238	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-163	<p>第7-1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧) 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A⑧→[⑧-58]→[⑧-14]→[⑧-15]→(⑧)階段E⑨→(⑨)階段Q⑩→[⑩-1]→(⑩)階段Q⑨→[⑨-1]→[⑨-2]→[⑨-3]→[⑨-4]→[⑨-5]→[⑨-6]→(⑨)階段E⑥→(⑥)階段A④→[④-11]→(④)階段B⑥→[⑥-9]→(⑥)階段B⑧→[⑧-11]→[⑧-12]→[⑧-13]→(⑧)階段B⑩→(⑩)階段D⑪→[⑪-1]→[⑪-2]→[⑪-3]→[⑪-4]→[⑪-5]→[⑪-6]】</p> <p>(新) 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A⑧→[⑧-58]→[⑧-14]→[⑧-15]→(⑧)階段E⑨→(⑨)階段Q⑩→[⑩-1]→(⑩)階段Q⑨→[⑨-1]→[⑨-2]→[⑨-3]→[⑨-4]→[⑨-5]→[⑨-6]→(⑨)階段E⑥→(⑥)階段A④→[④-11]→(④)階段B⑥→[⑥-9]→(⑥)階段B⑧→[⑧-11]→[⑧-12]→[⑧-13]→(⑧)階段B⑩→(⑩)階段D⑪→[⑪-1]→[⑪-2]→[⑪-3]→[⑪-4]→[⑪-5]】</p>	
21	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-238	同上	
22	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-163	<p>第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.6と整合を図りました。(下線部参照)</p> <p>(旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ(フロントライン系故障時)</p> <p>(新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ(フロントライン系故障時の対応手順)</p>	
23	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-238	同上	
24	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-164	<p>第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.6と整合を図りました。(下線部参照)</p> <p>(旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ(サポート系故障時)</p> <p>(新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ(サポート系故障時の対応手順)</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-239	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-164	第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.6と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (原子炉容器注水から原子炉格納容器内スプレイへの切替え)  (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合の手順)	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-239	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-164	第7-1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」の屋内現場操作欄について、以下の記載漏れを修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取付け 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-14]→[⑧-15]→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-1]→(⑩階段Q⑨)→[⑨-2]→[⑨-3]→[⑨-4]→[⑨-5]→[⑨-6]】 ～ (新) 系統構成、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取付け 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-14]→[⑧-15]→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-1]→(⑩階段Q⑨)→[⑨-1]→[⑨-2]→[⑨-3]→[⑨-4]→[⑨-5]→[⑨-6]】 ～	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-239	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-164	第7-1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→(8)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-2]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-12]】 (新) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→(8)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-12]】	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-239	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-165	第7-1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）」の屋内現場操作欄について、以下の記載漏れを修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取付け 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]~ (新) 系統構成、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取付け 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-1]→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]~	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-240	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-165	<p>第7-1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）」の屋内現場操作欄について、以下の記載漏れを修正しました。（下線部参照）</p> <p>（旧）  系統構成、通水操作  【中央制御室→(⑥)階段A⑧→[⑧-58]→(⑧)階段A④→(④)階段I①→[①-5]→(①)階段I④→(④)階段A⑧→(⑧)階段E⑨→(⑨)階段Q⑩→[⑩-2]→(⑩)階段Q⑨→(⑨)階段E⑥→[⑥-12]】</p> <p>（新）  系統構成、通水操作  【中央制御室→(⑥)階段A⑧→[⑧-58]→(⑧)階段A④→(④)階段I①→[①-5]→(①)階段I④→(④)階段A⑧→(⑧)階段E⑨→(⑨)階段Q⑩→[⑩-1]→(⑩)階段Q⑨→(⑨)階段E⑥→[⑥-12]】</p>	
35	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-240	同上	
36	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-165	<p>第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.8と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>（旧）  代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水  （交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）</p> <p>（新）  代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水  （交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の手順）</p>	
37	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-240	同上	
38	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-165	<p>第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.8と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>（旧）  代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水  （全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）</p> <p>（新）  代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水  （全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順）</p>	
39	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-240	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-166	第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.8と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合)  (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合の手順)	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-241	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-166	第7-1表の対応手順「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視(交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の操作手順)」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-12]→[④-13]→[④-14]→(④)階段K(④)→[④-15]→(④)階段K(④)→[④-14]→[④-16]→[④-12]→[④-17]→[④-18]】 (新) 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-12]→[④-14]→[④-13]→(④)階段K(④)→[④-15]→(④)階段K(④)→[④-14]→[④-16]→[④-12]→[④-17]→[④-18]】	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-241	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-166	第7-1表の対応手順「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視(全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の操作手順)」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成、電源操作、起動、電源操作、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-12]→[④-13]→[④-14]→(④)階段K(④)→[④-15]~ (新) 系統構成、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成、電源操作、起動、電源操作、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-12]→[④-14]→[④-13]→(④)階段K(④)→[④-15]~	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-241	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-167	第7-1表の対応手順「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」の屋内現場操作欄について、以下の記載に関して技能1.11と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型ホース敷設 (新) 可搬型ホース敷設、 <u>接続</u>	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-242	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-167	第7-1表の対応手順「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」の屋内現場操作欄について、先行審査実績を踏まえて以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (修正後の操作場所[③-25]は屋外になるため、これまで屋内アクセスルート図に記載していなかったが、先行審査実績を踏まえて屋外となる箇所であっても屋内アクセスルートで示した方が、分かりやすい場合は屋内アクセスルートとして示すこととしました。(女川と同様)) (旧) 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ空冷装置準備、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→(③階段B④)→(④階段G③)→[③-20]→ <u>屋外E</u> →(③階段G④)→(④階段B③)→[③-16]→[③-17]】  (新) 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ空冷装置準備、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→(③階段B④)→(④階段G③)→[③-20]→[③-25]→(③階段G④)→(④階段B③)→[③-16]→[③-17]】	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-242	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-168	第7-1表の対応手順「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 (東側) 使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→(⑥階段A④)→(④階段I①)→(①階段F②)→[②-1]→[②-2]】 (新) ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 (東側) 使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→(⑥階段A④)→(④階段I①)→(①階段F②)→[②-2]】	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-243	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-169	第7-1表の対応手順「燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉容器への注水中の場合)」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(⑥階段A⑧)→[⑧-7]→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-8]→(⑧階段M⑦)→[⑦-11]→(⑦階段M⑧)→[⑧-7]→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-8]→[⑧-18]】 (新) 【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(⑥階段A⑧)→[⑧-7]→(⑧階段M⑦)→[⑦-11]→(⑦階段M⑧)→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-8]→[⑧-18]】	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-244	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-169	第7-1表の対応手順「燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(⑥階段A⑧)→[⑧-7]→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-8]→[⑧-18]】 (新) 【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(⑥階段A⑧)→[⑧-7]→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-18]】	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-244	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-169	第7-1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電）」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥-33〕→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-35〕→〔⑧-56〕→〔⑧-36〕→〔⑧-40〕→〔⑧-27〕→〔⑧-26〕】 （新） メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥-33〕→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-28〕→〔⑧-56〕→〔⑧-40〕→〔⑧-27〕→〔⑧-26〕】	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-244	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-169	第7-1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電）」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-41〕→〔⑧-40〕→〔⑧-39〕】 （新） メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-41〕→〔⑧-40〕→〔⑧-39〕→〔⑧-26〕】	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-244	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-169	第7-1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の現場からの起動による受電）」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） メタクラB系受電操作、コントロールセンタB系受電操作、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンタA系、B系受電操作、受電確認 【中央制御室→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-36〕→〔⑧-38〕→〔⑧-40〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-23〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-27〕→〔⑧-37〕】 （新） メタクラB系受電操作、コントロールセンタB系受電操作、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンタA系、B系受電操作、受電確認 【中央制御室→〔⑥階段A⑧〕→〔⑧-36〕→〔⑧-38〕→〔⑧-40〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-23〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-27〕→〔⑧-37〕】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-244	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-169	第7-1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の現場からの起動による受電）」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥-33〕→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-35〕→〔⑧-56〕→〔⑧-36〕→〔⑧-40〕→〔⑧-27〕→〔⑧-26〕】  （新） メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥-33〕→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-28〕→〔⑧-56〕→〔⑧-40〕→〔⑧-27〕→〔⑧-26〕】	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-244	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-169	第7-1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の現場からの起動による受電）」の屋内現場操作欄について、以下の記載漏れを修正しました。（下線部参照） （旧） メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-41〕→〔⑧-40〕→〔⑧-39〕】  （新） メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-41〕→〔⑧-40〕→〔⑧-39〕→〔⑧-26〕】	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-244	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)</p>	1.0.2-170	<p>第7-1表の対応手順「可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧) メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥-33〕→〔⑥階段A⑧〕→〔⑧-56〕→〔⑧-41〕→〔⑧-37〕→〔⑧-38〕→〔⑧-39〕→〔⑧-40〕→〔⑧-28〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-26〕→〔⑧-27〕→〔⑧-23〕→〔⑧-36〕】</p> <p>(新) メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥-33〕→〔⑥階段A⑧〕→〔⑧-56〕→〔⑧-41〕→〔⑧-28〕→〔⑧-37〕→〔⑧-38〕→〔⑧-39〕→〔⑧-40〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-26〕→〔⑧-27〕】</p>	
67	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)</p>	1.0.2-245	同上	
68	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)</p>	1.0.2-170	<p>第7-1表の対応手順「可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧) メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系受電操作 【中央制御室→〔⑥階段A⑧〕→〔⑧-36〕→〔⑧-37〕→〔⑧-38〕→〔⑧-40〕→〔⑧-23〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-27〕】</p> <p>(新) メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系受電操作 【中央制御室→〔⑥階段A⑧〕→〔⑧-36〕→〔⑧-38〕→〔⑧-40〕→〔⑧-23〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-27〕→〔⑧-37〕】</p>	
69	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)</p>	1.0.2-245	同上	
70	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)</p>	1.0.2-171	<p>第7-1表の対応手順「可搬型代替直流電源設備による給電」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧) 直流母線給電操作 【中央制御室→〔⑥階段A⑧〕→〔⑧-32〕→〔⑧-35〕→〔⑧-32〕→〔⑧-33〕→〔⑧-28〕】</p> <p>(新) 直流母線給電操作 【中央制御室→〔⑥階段A⑧〕→〔⑧-35〕→〔⑧-32〕→〔⑧-33〕→〔⑧-28〕】</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-246	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-172	第7-1表の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→(6)階段A(8)→[8-54]→[8-55]→[8-62]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-23]→[8-36]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→(6)階段A(8)→[8-54]→[8-55]→[8-62]】	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-247	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-172	第7-1表の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備) (新) 代替非常用発電機の起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備)	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-247	同上	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-172	第7-1表の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(3)階段B(8)→[8-30]→[8-31]→[8-44]→[8-45]→(8)階段A(6)→[6-22]→[6-26]→(6)階段B(4)→[4-47]】 (新) 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(3)階段B(8)→[8-30]→[8-31]→[8-44]→[8-45]→(8)階段A(6)→[6-22]→[6-26]→[6-22]→[6-26]→[6-22]→(6)階段B(4)→[4-47]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-247	同上	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-172	第7-1表の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」及び「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (1次系設備) (新) 系統構成, 代替所内電気設備対象負荷の切替 <del>え</del> ・給電 (1次系設備)	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-247	同上	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-172	第7-1表の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→(6)階段A(8)→[8-54]→[8-55]→[8-62]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-23]→[8-36]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→(6)階段A(8)→[8-54]→[8-55]→[8-62]】	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-247	同上	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-172	第7-1表の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (1次系設備) (新) 代替所内電気設備対象負荷の切替 <del>え</del> ・給電 (2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替 <del>え</del> ・給電 (1次系設備)	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-247	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-172	第7-1表の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥)階段A(⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧)階段A(⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→(⑥)階段B(④)→[④-47]】  (新) 【中央制御室→(⑥)階段A(⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧)階段A(⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥)階段B(④)→[④-47]】	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-247	同上	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-172	第7-1表の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備) (新) 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備)	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-247	同上	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-173	第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.14と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)  (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、 <u>可搬型タンクローリーへ補給する場合</u> )	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-248	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-173	第7-1表の対応手順「ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)」の屋内現場操作欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→[⑥-11]→[⑥-14]→(⑥階段E⑧)→[⑧-52]→[⑧-53]→(⑧階段P⑨)→[⑨-7]→(⑨階段P⑧)→(⑧階段E⑥)→[⑥-19]→[⑥-15]→[⑥-16]→[⑥-17]→(⑥階段E⑧)→[⑧-54]→[⑧-26]→[⑧-54]】 (新) ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→[⑥-11]→[⑥-14]→(⑥階段E⑧)→[⑧-52]→(⑧階段P⑨)→[⑨-7]→(⑨階段P⑧)→[⑧-53]→(⑧階段E⑥)→[⑥-19]→[⑥-15]→[⑥-16]→[⑥-17]→(⑥階段E⑧)→[⑧-54]→[⑧-26]→[⑧-54]】	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-248	同上	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-173	第7-1表について計器の計測範囲(把握能力)を超えた場合(代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)の対応手順を追加しました。 (島根2号炉の審査実績を踏まえて追加致しました。)	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-248	同上	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-173	第7-1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.15と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視 (新) 計測に必要な電源の喪失(可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-248	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-173	第7-1表の対応手順「中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）」の屋内現場操作欄について、以下の記載に関して技能1.16と整合を図りました。（下線部参照） （旧） A系列を使用する場合 B系列を使用する場合 （新） A系統を使用する場合 B系統を使用する場合	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-248	同上	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-196, 201, 210, 216, 222, 228, 234, 243	第7-3表の有効性評価における作業内容「電源確保作業・充電器受電」の移動時間、作業時間、作業合計時間について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） 移動時間①欄 : ー 作業時間②欄 : 1分 作業合計時間①+②欄 : 1分 （新） 移動時間①欄 : 2分 (3分) 作業時間②欄 : 2分 作業合計時間①+②欄 : 4分 (5分)	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-271, 276, 285, 291, 297, 303, 309. 318	同上	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-199, 207, 245	第7-3表の有効性評価における作業内容「原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）・格納容器内自然対流冷却系統構成・A-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成」の移動時間、作業合計時間欄について、以下の記載に関して誤記の修正と適正化を図りました。（下線部参照） （60分以上は「○時間○分」として記載の統一を図りました。） （旧） 移動時間①欄 : 19分 <sup>※3</sup> (26分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 56分 (63分) （新） 移動時間①欄 : 21分 <sup>※3</sup> (29分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 58分 (1時間6分)	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-274, 282, 320	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-199	第7-3表の有効性評価における作業内容「原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）取付け」の移動時間，作業時間，作業合計時間について，以下の誤記を修正しました。（下線部参照）  （旧） 移動時間①欄 : 6分 (9分) 作業時間②欄 : 17分 作業合計時間①+②欄 : 23分 (26分)  （新） 移動時間①欄 : 8分 (12分) 作業時間②欄 : 40分 作業合計時間①+②欄 : 48分 (52分)	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-274	同上	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-199, 207, 245	第7-3表の有効性評価における作業内容「原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始前）・A-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成（通水開始前）」の移動時間，作業合計時間欄について，以下の記載に関して誤記の修正を図りました。（下線部参照）  （旧） 移動時間①欄 : 15分 <sup>**3</sup> (20分) <sup>**3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 26分 (31分)  （新） 移動時間①欄 : 16分 <sup>**3</sup> (21分) <sup>**3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 27分 (32分)	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-274, 282, 320	同上	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-201	第7-3表の有効性評価における作業内容「電源確保作業・不要直流電源負荷切り離し（中央制御室又は中央制御室隣接箇所における操作）」の移動時間，作業時間，作業合計時間について，以下の誤記を修正しました。（下線部参照）  （旧） 移動時間①欄 : 2分 (3分) 作業時間②欄 : 9分 作業合計時間①+②欄 : 11分 (12分)  （新） 移動時間①欄 : 3分 (5分) 作業時間②欄 : 11分 作業合計時間①+②欄 : 14分 (16分)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-276	同上	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-201	第7-3表の有効性評価における作業内容「電源確保作業・不要直流電源負荷切り離し」の作業時間、作業合計時間について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 作業時間②欄 : 11分 作業合計時間①+②欄 : 19分 (20分)  (新) 作業時間②欄 : 15分 作業合計時間①+②欄 : 23分 (24分)	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-276	同上	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-207, 214, 220, 226, 232, 238, 245	第7-3表の有効性評価における作業内容「原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取付け」の移動時間、作業時間、作業合計時間について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (2名作業に伴う作業内容変更前の「原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)・格納容器内自然対流冷却系統構成・A-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水系統構成」の移動時間、作業時間、作業合計時間を誤って記載していたことから誤記修正しました。) (旧) 移動時間①欄 : 12分 (15分) 作業時間②欄 : 19分 作業合計時間①+②欄 : 31分 (34分)  (新) 移動時間①欄 : 8分 (12分) 作業時間②欄 : 40分 作業合計時間①+②欄 : 48分 (52分)	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-282, 289, 295, 301, 307, 313, 320	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-209, 242	第7-3表の有効性評価における作業内容「格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧」の移動時間、作業合計時間について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 移動時間①欄 : 10分 <sup>※3</sup> (12分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 40分 (42分)  (新) 移動時間①欄 : 11分 <sup>※3</sup> (14分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 41分 (44分)	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 2-284, 317	同上	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-209	第7-3表の注釈の記載について以下の記載に関して有効性評価7. 1. 8と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ※6 : 破損系列の余熱除去系隔離完了までの時間 (新) ※6 : <u>漏えい側</u> の余熱除去系隔離完了までの時間	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 2-284	同上	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-210, 216, 222, 228, 234	第7-3表の有効性評価における作業内容「代替格納容器スプレイポンプ起動操作・代替格納容器スプレイポンプ起動準備(原子炉格納容器内へのスプレイ)・代替格納容器スプレイポンプ起動～スプレイ開始」の移動時間、作業合計時間について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 移動時間①欄 : 14分 <sup>※3</sup> (18分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 22分 (26分)  (新) 移動時間①欄 : 15分 <sup>※3</sup> (20分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 23分 (28分)	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 2-285, 291, 297, 303, 309	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-214, 220, 226, 232, 238	第7-3表の有効性評価における作業内容「原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）・格納容器内自然対流冷却系統構成」の移動時間、作業合計時間について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） 移動時間①欄 : 19分 <sup>※3</sup> (26分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 56分 (63分)  （新） 移動時間①欄 : 21分 <sup>※3</sup> (29分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 58分 (1時間6分)	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-289, 295, 301, 307, 313	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-214, 232	第7-3表の有効性評価における作業内容「原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）取り付け」の有効性評価上の想定時間について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）有効性評価上の想定時間欄 : 1時間 <sup>※3</sup> （新）有効性評価上の想定時間欄 : 1時間	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-289, 307	同上	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-214, 220, 226, 232, 238	第7-3表の有効性評価における作業内容「原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）・格納容器内自然対流冷却系統構成（通水開始前）」の移動時間、作業合計時間について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） 移動時間①欄 : 15分 <sup>※3</sup> (20分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 26分 (31分)  （新） 移動時間①欄 : 16分 <sup>※3</sup> (21分) <sup>※3</sup> 作業合計時間①+②欄 : 27分 (32分)	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-289, 295, 301, 307, 313	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-240, 241	第7-3表の有効性評価における作業内容「使用済燃料ピットへの注水確保（海水）・ホース延長・回収車（送水車用）による可搬型ホース敷設，可搬型大型送水ポンプ車の設置，ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設，海水取水箇所への水中ポンプ設置」の移動時間，作業時間について，以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） 移動時間①欄：30分 <sup>**3</sup> （32分） <sup>**3</sup> 作業時間②欄：3時間10分  （新） 移動時間①欄：29分 <sup>**3</sup> （31分） <sup>**3</sup> 作業時間②欄：3時間11分	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 2-315, 316	同上	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-別紙30-3	第1表の対応手順欄について，以下の記載を技能1.2と整合を図りました。（下線部参照） （旧）現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの <u>起動</u> （新）現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの <u>機能回復</u>	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 2-別紙30-4	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-別紙30-3	第1表の対応手順「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復」の屋内アクセスルート欄について，以下の記載を技能1.2と整合を図りました。（下線部参照） （旧） 機材準備，潤滑油供給器接続，蒸気加減弁開操作準備，タービン動補助給水ポンプ起動操作  （新） 機材準備，蒸気加減弁開操作準備，タービン動補助給水ポンプ起動操作	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 2-別紙30-4	同上	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-別紙30-3	第1表の対応手順欄について，以下の記載を技能1.2と整合を図りました。（下線部参照） （旧）代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの <u>給電</u> （新） <u>蛍設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復</u>	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-4	同上	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-3	第1表の対応手順「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」の屋内アクセスルート欄について、以下の記載を技能1.3と整合を図りました。(下線部参照) (旧) A-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]】 B-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-2]】 C-主蒸気逃がし弁開操作 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-3]】  (新) <u>開操作</u> 、A-主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-1]】 <u>開操作</u> 、B-主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-2]】 <u>開操作</u> 、C-主蒸気逃がし弁全開 【中央制御室→(6)階段H(4)→(4)階段R(3)→[3-3]】	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-4	同上	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-4	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.4と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (フロントライン系故障時) (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (フロントライン系故障時の対応手順)	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
136	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-4, 8, 10	<p>第1表の対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（フロントライン系故障時の対応手順）」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照）</p> <p>（旧） 代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-36]→[⑧-23]】</p> <p>（新） 代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作 ・A-非常用高圧母線から受電する場合 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-23]】 ・B-非常用高圧母線から受電する場合 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-36]】</p>	
137	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-5, 9, 11	同上	
138	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-5	<p>第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.4と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>（旧） 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 （サポート系故障時）</p> <p>（新） 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 （サポート系故障時の対応手順）</p>	
139	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-6	同上	
140	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-5	<p>第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.4と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>（旧） 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 （原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え）</p> <p>（新） 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 （代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉容器へ切り替える場合の手順）</p>	
141	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-6	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-5	第1表の対応手順「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-8]→[⑧-9]→[⑧-10]】  (新) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-9]→[⑧-10]】	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-6	同上	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-6	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.4と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-7	同上	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-7	第1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水」の屋内アクセスルート欄のうち以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-14]→[⑧-15]→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-1]→(⑩階段Q⑨)→[⑨-1]→[⑨-2]→[⑨-3]→[⑨-4]→[⑨-5]→[⑨-6]→(⑨階段E⑥)→(⑥階段A④)→[④-11]→(④階段B⑥)→[⑥-9]→(⑥階段B⑧)→[⑧-11]→[⑧-12]→[⑧-13]→(⑧階段B⑩)→(⑩階段D⑪)→[⑪-1]→[⑪-2]→[⑪-3]→[⑪-4]→[⑪-5]→[⑪-6]】  (新) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-14]→[⑧-15]→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-1]→(⑩階段Q⑨)→[⑨-1]→[⑨-2]→[⑨-3]→[⑨-4]→[⑨-5]→[⑨-6]→(⑨階段E⑥)→(⑥階段A④)→[④-11]→(④階段B⑥)→[⑥-9]→(⑥階段B⑧)→[⑧-11]→[⑧-12]→[⑧-13]→(⑧階段B⑩)→(⑩階段D⑪)→[⑪-1]→[⑪-2]→[⑪-3]→[⑪-4]→[⑪-5]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-8	同上	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-7	第1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-1]→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-11]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-11]→[8-12]→[8-13]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-1]→[11-2]→[11-3]→[11-4]→[11-5]→[11-6]】  (新) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-1]→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-11]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-11]→[8-12]→[8-13]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-1]→[11-2]→[11-3]→[11-4]→[11-5]】	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-8	同上	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-8	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.6と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (フロントライン系故障時) (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (フロントライン系故障時の対応手順)	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-別紙30-8	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.6と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (サポート系故障時)  (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (サポート系故障時の対応手順)	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 2-別紙30-9	同上	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-別紙30-8	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.6と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (原子炉容器注水から原子炉格納容器内スプレイへの切替え)  (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合の手順)	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1. 0. 2-別紙30-9	同上	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1. 0. 2-別紙30-9	第1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」の屋内アクセスルート欄について、以下の記載漏れを修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) 取付け 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-14]→[⑧-15]→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-1]→(⑩階段Q⑨)→[⑨-2]→[⑨-3]→[⑨-4]→[⑨-5]→[⑨-6]~  (新) 系統構成、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) 取付け 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-14]→[⑧-15]→(⑧階段E⑨)→(⑨階段Q⑩)→[⑩-1]→(⑩階段Q⑨)→[⑨-1]→[⑨-2]→[⑨-3]→[⑨-4]→[⑨-5]→[⑨-6]~	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-10	同上	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-9	第1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-2]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-12]】 (新) 系統構成、通水操作 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-5]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-12]】	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-10	同上	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-9	第1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」の屋内アクセスルート欄について、以下の記載漏れを修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取付け 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]~ (新) 系統構成、可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取付け 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-58]→[8-14]→[8-15]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-1]→(10)階段Q(9)→[9-1]→[9-2]→[9-3]→[9-4]→[9-5]→[9-6]~	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
162	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-9	<p>第1表の対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）」の屋内アクセスルート欄について、以下の記載漏れを修正しました。（下線部参照）</p> <p>（旧）  系統構成、通水操作  【中央制御室→(⑥)階段A⑧→[⑧-58]→(⑧)階段A④→(④)階段I①→[①-5]→(①)階段I④→(④)階段A⑧→(⑧)階段E⑨→(⑨)階段Q⑩→[⑩-2]→(⑩)階段Q⑨→(⑨)階段E⑥→[⑥-12]】</p> <p>（新）  系統構成、通水操作  【中央制御室→(⑥)階段A⑧→[⑧-58]→(⑧)階段A④→(④)階段I①→[①-5]→(①)階段I④→(④)階段A⑧→(⑧)階段E⑨→(⑨)階段Q⑩→[⑩-1]→(⑩)階段Q⑨→(⑨)階段E⑥→[⑥-12]】</p>	
163	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-10	同上	
164	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-10	<p>第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.8と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>（旧）  代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水  （交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）</p> <p>（新）  代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水  （交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の手順）</p>	
165	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-11	同上	
166	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-10	<p>第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.8と整合を図りました。（下線部参照）</p> <p>（旧）  代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水  （全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時）</p> <p>（新）  代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水  （全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順）</p>	
167	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0.2-別紙30-10	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.8と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合)  (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合の手順)	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0.2-別紙30-11	同上	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0.2-別紙30-10	第1表の対応手順「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視(交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の操作手順)」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-12]→[④-13]→[④-14]→(④階段K④)→[④-15]→(④階段K④)→[④-14]→[④-16]→[④-12]→[④-17]→[④-18]】 (新) 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-12]→[④-14]→[④-13]→(④階段K④)→[④-15]→(④階段K④)→[④-14]→[④-16]→[④-12]→[④-17]→[④-18]】	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9. 0)	1.0.2-別紙30-11	同上	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10. 0)	1.0.2-別紙30-11	第1表の対応手順「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視(全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合の操作手順)」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成、電源操作、起動、電源操作、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-12]→[④-13]→[④-14]→(④階段K④)→[④-15]～ (新) 系統構成、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成、電源操作、起動、電源操作、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-12]→[④-14]→[④-13]→(④階段K④)→[④-15]～	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-12	同上	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-12	第1表の対応手順「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」の屋内アクセスルート欄について、以下の記載に関して技能1.11と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型ホース敷設 (新) 可搬型ホース敷設、 <u>接続</u>	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-13	同上	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-12	第1表の対応手順「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」の屋内アクセスルート欄について、先行審査実績を踏まえて以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (修正後の操作場所[③-25]は屋外になるため、これまで屋内アクセスルート図に記載していなかったが、先行審査実績を踏まえて屋外となる箇所であっても屋内アクセスルートで示した方が、適切な場合は屋内アクセスルートとして示すこととしました。(女川と同様)) (旧) 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ空冷装置準備、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→(③階段B④)→(④階段G③)→[③-20]→ <u>屋外E</u> →(③階段G④)→(④階段B③)→[③-16]→[③-17]】  (新) 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ空冷装置準備、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-18]→[③-15]→(③階段B④)→(④階段G③)→[③-20]→[③-25]→(③階段G④)→(④階段B③)→[③-16]→[③-17]】	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-13	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
178	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-13	<p>第1表の対応手順「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 (東側) 使用時</li> </ul> <p>系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→(⑥階段A④)→(④階段I①)→(①階段F②)→[②-1]→[②-2]】</p> <p>(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 (東側) 使用時</li> </ul> <p>系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→(⑥階段A④)→(④階段I①)→(①階段F②)→[②-2]】</p>	
179	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-14	同上	
180	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-13	<p>第1表の対応手順「燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉容器への注水中の場合)」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(⑥階段A⑧)→[⑧-7]→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-8]→(⑧階段M⑦)→[⑦-11]→(⑦階段M⑧)→[⑧-7]→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-8]→[⑧-18]】</p> <p>(新)</p> <p>【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(⑥階段A⑧)→[⑧-7]→(⑧階段M⑦)→[⑦-11]→(⑦階段M⑧)→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-8]→[⑧-18]】</p>	
181	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-14	同上	
182	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-13	<p>第1表の対応手順「燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(⑥階段A⑧)→[⑧-7]→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-8]→[⑧-18]】</p> <p>(新)</p> <p>【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(⑥階段A⑧)→[⑧-7]→[⑧-17]→[⑧-9]→[⑧-18]】</p>	
183	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-14	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-別紙30-14	第1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電(代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電)」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→⑥階段C⑧→[⑧-35]→[⑧-56]→[⑧-36]→[⑧-40]→[⑧-27]→[⑧-26]】 (新) メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥-33→⑥階段C⑧→[⑧-28]→[⑧-56]→[⑧-40]→[⑧-27]→[⑧-26]】	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-別紙30-15	同上	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-別紙30-14	第1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電(代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電)」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→[⑧-41]→[⑧-40]→[⑧-39]】 (新) メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備 【中央制御室→⑥階段C⑧→[⑧-41]→[⑧-40]→[⑧-39]→[⑧-26]】	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-別紙30-15	同上	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-別紙30-14	第1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電(代替非常用発電機の現場からの起動による受電)」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電準備, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系, B系受電操作, 受電確認 【中央制御室→⑥階段C⑧→[⑧-36]→[⑧-38]→[⑧-40]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-23]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-27]→[⑧-37]】 (新) メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電準備, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系, B系受電操作, 受電確認 【中央制御室→⑥階段A⑧→[⑧-36]→[⑧-38]→[⑧-40]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-23]→[⑧-24]→[⑧-25]→[⑧-27]→[⑧-37]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-15	同上	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-14	第1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の現場からの起動による受電）」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧） メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥-33〕→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-35〕→〔⑧-56〕→〔⑧-36〕→〔⑧-40〕→〔⑧-27〕→〔⑧-26〕】  （新） メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥-33〕→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-28〕→〔⑧-56〕→〔⑧-40〕→〔⑧-27〕→〔⑧-26〕】	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-15	同上	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-14	第1表の対応手順「代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電（代替非常用発電機の現場からの起動による受電）」の屋内アクセスルート欄について、以下の記載漏れを修正しました。（下線部参照） （旧） メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-41〕→〔⑧-40〕→〔⑧-39〕】  （新） メタクラB系受電準備，メタクラA系受電準備 【中央制御室→〔⑥階段C⑧〕→〔⑧-41〕→〔⑧-40〕→〔⑧-39〕→〔⑧-26〕】	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-15	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
194	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-15	<p>第1表の対応手順「可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備</p> <p>【中央制御室→〔⑥-33〕→(⑥階段A⑧)→〔⑧-56〕→〔⑧-41〕→〔⑧-37〕→〔⑧-38〕→〔⑧-39〕→〔⑧-40〕→〔⑧-28〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-26〕→〔⑧-27〕→〔⑧-23〕→〔⑧-36〕】</p> <p>(新)</p> <p>メタクラB系受電準備, メタクラA系受電準備</p> <p>【中央制御室→〔⑥-33〕→(⑥階段A⑧)→〔⑧-56〕→〔⑧-41〕→〔⑧-28〕→〔⑧-37〕→〔⑧-38〕→〔⑧-39〕→〔⑧-40〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-26〕→〔⑧-27〕】</p>	
195	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-16	同上	
196	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-15	<p>第1表の対応手順「可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系受電操作</p> <p>【中央制御室→(⑥階段A⑧)→〔⑧-36〕→〔⑧-37〕→〔⑧-38〕→〔⑧-40〕→〔⑧-23〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-27〕】</p> <p>(新)</p> <p>メタクラB系受電操作, コントロールセンタB系受電操作, メタクラA系受電操作, コントロールセンタA系受電操作</p> <p>【中央制御室→(⑥階段A⑧)→〔⑧-36〕→〔⑧-38〕→〔⑧-40〕→〔⑧-23〕→〔⑧-24〕→〔⑧-25〕→〔⑧-27〕→〔⑧-37〕】</p>	
197	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)</p>	1.0.2-別紙30-16	同上	
198	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)</p>	1.0.2-別紙30-17	<p>第1表の対応手順「可搬型代替直流電源設備による給電」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>直流母線給電操作</p> <p>【中央制御室→(⑥階段A⑧)→〔⑧-32〕→〔⑧-35〕→〔⑧-32〕→〔⑧-33〕→〔⑧-28〕】</p> <p>(新)</p> <p>直流母線給電操作</p> <p>【中央制御室→(⑥階段A⑧)→〔⑧-35〕→〔⑧-32〕→〔⑧-33〕→〔⑧-28〕】</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-18	同上	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-18	第1表の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→(6)階段A(8)→[8-54]→[8-55]→[8-62]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-23]→[8-36]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→(6)階段A(8)→[8-54]→[8-55]→[8-62]】	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-19	同上	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-18	第1表の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機の起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備) (新) 代替非常用発電機の起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備)	
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-19	同上	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-18	第1表の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(3)階段B(8)→[8-30]→[8-31]→[8-44]→[8-45]→(8)階段A(6)→[6-22]→[6-26]→(6)階段B(4)→[4-47]】 (新) 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(3)階段B(8)→[8-30]→[8-31]→[8-44]→[8-45]→(8)階段A(6)→[6-22]→[6-26]→[6-22]→[6-26]→[6-22]→(6)階段B(4)→[4-47]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-19	同上	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-18	第1表の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備) (新) 系統構成, 代替所内電気設備対象負荷の切替 <del>え</del> ・給電(1次系設備)	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-19	同上	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-18	第1表の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→(6)階段A(8)→[8-54]→[8-55]→[8-62]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-23]→[8-36]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→(6)階段A(8)→[8-54]→[8-55]→[8-62]】	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-19	同上	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-18	第1表の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備) (新) 代替所内電気設備対象負荷の切替 <del>え</del> ・給電(2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替 <del>え</del> ・給電(1次系設備)	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-18	第1表の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→(⑥階段B④)→[④-47]】  (新) 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→ <u>[⑥-22]</u> →[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]】	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-19	同上	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-18	第1表の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系設備) (新) 代替所内電気設備対象負荷の切替 <del>え</del> ・給電(2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替 <del>え</del> ・給電(1次系設備)	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-19	同上	
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-19	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.14と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽から補給する場合)  (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合)	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-別紙30-19	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.14と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)  (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合)	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 10.0)	1.0.2-別紙30-19	第1表の対応手順「ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合)」の屋内アクセスルート欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→[⑥-11]→[⑥-14]→(⑥階段E⑧)→[⑧-52]→[⑧-53]→(⑧階段P⑨)→[⑨-7]→(⑨階段P⑧)→(⑧階段E⑥)→[⑥-19]→[⑥-15]→[⑥-16]→[⑥-17]→(⑥階段E⑧)→[⑧-54]→[⑧-26]→[⑧-54]】  (新) ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→[⑥-11]→[⑥-14]→(⑥階段E⑧)→[⑧-52]→(⑧階段P⑨)→[⑨-7]→(⑨階段P⑧)→[⑧-53]→(⑧階段E⑥)→[⑥-19]→[⑥-15]→[⑥-16]→[⑥-17]→(⑥階段E⑧)→[⑧-54]→[⑧-26]→[⑧-54]】	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 9.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-19	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.14と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給 (燃料タンク (SA) から補給する場合)  (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給 (燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合)	
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-20	同上	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-20	第1表について計器の計測範囲(把握能力)を超えた場合(代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)の対応手順を追加しました。(島根2号炉の審査実績を踏まえて追加致しました。)	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-21	同上	
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-20	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.15と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視 (新) 計測に必要な電源の喪失(可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視)	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-21	同上	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-20	第1表の対応手順「中央制御室空調装置の運転手順(常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合)」の屋内アクセスルート欄について、以下の記載に関して技能1.16と整合を図りました。(下線部参照) (旧) A系列を使用する場合 B系列を使用する場合 (新) A系統を使用する場合 B系統を使用する場合	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-21	同上	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-21	第1表の対応手順欄について、以下の記載を技能1.18と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順 (新) 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-22	同上	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-25	屋内アクセスルート図に操作場所25(使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置箇所)を追加しました。 (操作場所25は屋外になるため、これまで屋内アクセスルート図に記載していなかったが、先行審査実績を踏まえて屋外となる箇所であっても屋内アクセスルートで示した方が、適切である場合は屋内アクセスルートとして示すこととしました。(女川と同様))	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-26	同上	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-28	屋内アクセスルート図の操作場所41(チェンジングエリア用資機材)の位置を変更し、それに伴ってアクセスルートの一部を変更しました。 なお、本変更に伴う技能1.16のチェンジングエリア設置に関わる手順及びタイムチャートに変更はない。 (操作場所41はヘルメット棚の設置場所だが、ヘルメット棚が転倒した場合にチェンジングエリアの設置に影響を与える可能性があることからヘルメット棚を移設し、空きスペースにチェンジングエリア用資機材を設置することで作業の効率化を図った。)	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-29	同上	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-30	屋内アクセスルート図について通路から操作場所62のあるエリアに入域するための経由扉を操作場所62のすぐ下の箇所に記載していたが、現場に扉はなく誤記であったことから、記載を削除しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-31	同上	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-34	第2表の対象場所欄、操作対象機器及び操作項目欄について、以下の記載を追記しました。(③-25は屋外になるため、これまで屋内アクセスルート図に記載していなかったが、先行審査実績を踏まえて屋外となる箇所であっても屋内アクセスルートで示した方が、適切である場合は屋内アクセスルートとして示すこととしました。(女川と同様))  ③-25・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置箇所	
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-35	同上	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙30-38	第2表の対象場所⑧-51の操作対象機器及び操作項目欄について、以下の記載を技能1.14と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型直流電源用ケーブル収納箱 (新) 可搬型直流電源用発電機ケーブル収納箱	
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙30-39	同上	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙31-3,6,8	第1図 屋内のアクセスルート現場確認結果について、別紙30 第1図 屋内アクセスルート図の変更を反映しました。	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙31-3,6,8	同上	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙31-4	図の名称について、以下の誤記を訂正しました。(下線部参照) (旧) 第4図 (新) 第1図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙31-4	同上	
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙33-9, 12, 14	第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図について、別紙30 第1図 屋内アクセスルート図の変更を反映しました。	
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙33-10, 13, 15	同上	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙34-9, 12, 14	第3-1図, 第3-4図, 第3-6図アクセスルートへの溢水影響範囲について、別紙30 第1図 屋内アクセスルート図の変更を反映しました。	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙34-12, 15, 17	同上	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙34-9～17	第9条(内部溢水)と整合を図り、第3-9図 アクセスルートへの溢水影響範囲の図面から止水に期待する設備の表記を削除しました。それに伴い、第3-1図～第3-7図の凡例から「止水に期待する設備」を削除しました。	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙34-12～20	同上	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙34-21	第5表の対応内容欄について、以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 1次冷却材系統 (新) 1次冷却系	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙34-24	同上	
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-別紙34-22	以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 災害対策要員執務室 (新) <u>発電所</u> 災害対策要員執務室	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-別紙34-26	同上	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-補足14-6	第1表 資機材設備の設置状況の番号⑤ヘルメット棚等について評価結果を以下の通り、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) あらかじめ <u>撤去</u> することからアクセス性問題なし (新) あらかじめ <u>移設</u> することからアクセス性問題なし	
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-補足14-8	同上	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.10.0)	1.0.2-補足14-7	第1表 資機材設備の設置状況の番号⑥～⑨ヘルメット棚等について評価結果を以下の通り、修正しました。(ヘルメット棚が転倒した場合にチェンジングエリアの設置の作業に影響を与える可能性があることからヘルメット棚を移設することとしたため。) (旧) 設置物が転倒したとしても通路の幅が十分なためアクセス性問題なし (新) あらかじめ <u>移設</u> することからアクセス性問題なし	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.9.0)	1.0.2-補足14-9	同上	